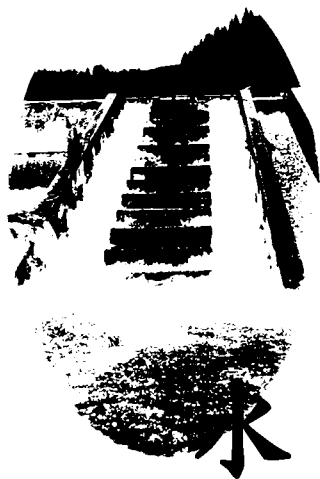


第9次長期計画



大分県土地改良事業団体連合会

目 次

計画の策定にあたって	P 1
------------	-----

第1章 会員支援の充実強化

1. 市町村会員向け	P 3
2. 土地改良区会員向け	P 3
3. 全会員向け	P 4

第2章 新たな業務展開

1. これまでの推移と今後の動向	P 5
2. 今後の業務展開	P 6
3. 基盤強化に向けての業務展開	P 7

第3章 組織体制の強化

1. 現在の組織体制の検証	P 9
2. 職員数の推移と職員採用	P 9
3. 嘱託職員を含む人員規模	P11
4. 人材育成	P11
5. 今後の組織体制について	P13

第4章 健全な財務計画

1. 特別会計の積立計画	P15
2. 一般会計	P16
3. 会の健全な運営に向けて	P17

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

今日の農業農村は、高齢化の進展、担い手不足の深刻化、耕作放棄地の増加、農家所得の減少など厳しい状況に直面し、このことから農村の活力の低下も懸念されている。農林水産省では「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月閣議決定）に基づき、具体的な取り組みとして「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月）を策定し実践している。一方、大分県でも「おおいた農山漁村活性化戦略2005」を平成23年12月に改訂し、それを補完する形で「おおいた農業農村整備推進プラン」（H23～H27）を策定、以下の4つの基本方針のもと各種の施策、事業を展開している。

- I. 「Tha・おおいた」ブランドの確率と力強い経営体づくりを支える生産基盤の整備
- II. 効率的で持続性のある農業を支える農業水利施設の適正な維持保全
- III. 快適な農村空間の創造と豊かな地域資源の保全活用
- IV. 安心・安全な農村づくりに向けた防災・減災対策

このようななか、連合会では平成20年度に第8次長期計画を策定し、24年度までの5ケ年で実行してきたが、22年度からの3年余りにわたる農業農村整備事業予算の大幅な削減等により事業収入や補助金収入に大きな影響が出た。また、予算が見通せなかったことから職員採用計画も縮減で対応せざるを得ないこととなった。一方、市町村合併や公共事業予算の減などにより、市町村においても農業農村整備事業に携わる農業土木技術者が減っており、様々な支援を連合会に求めることが多くなった。さらに土地改良区においては厳しい運営実態から、組織強化に対する支援要請が増加している。今後は、会員支援を充実強化していくことが連合会の責務として強く求められてくる。そのためにも連合会の財産である職員の資質の向上は最も重要な課題であると考えている。

このような状況を踏まえ、これからの連合会のあるべき姿や、業務や組織の方向性、どのように運営していくかの基本方針を明らかにしたのが本計画である。

本計画に基づき今後5ケ年にわたり着実な運営がなされ、国や県の理解と会員からの信頼が得られる連合会となれるよう、役職員一体となって対応していく決意であり、そのための行動指針として本計画を位置づけるものとする。

なお、本計画が実のあるものとなるよう毎年度フォローアップしていくこととする。

2 計画の期間

計画の期間は、平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)までの5年間とする。

第1章 会員支援の充実強化

1. 市町村会員向け

(1) 農業農村整備事業等に関する発注者支援

市町村では合併による合理化や公共事業予算の減などにより、農業農村整備事業に携わる技術職員が減少している。このため事業の計画的な推進や農地・農業用施設災害の復旧などにおいて市町村職員だけで対応出来ないケースも見られ連合会に支援を要請されることが一層増えてくる傾向にある。

そこで市町村に対する発注者支援業務は連合会の大きな業務と捉え、今後、段階的に支援協定締結を進め、限りある職員数で効率よく支援業務を進め、会員の要請に応じていく。

(2) 農地・水環境保全支払交付金制度に関する支援

連合会では本交付金の交付等の事務を行うため、大分県農地・水・環境保全活動地域協議会へ職員を派遣している。各活動組織への直接の指導は市町の担当者が行っているが、市町の担当が異動等で変わることや活動組織も事務担当が一定ではないことなどから、指導の対応は十分とは言えず、会計検査においても問題を指摘されている。

この交付金が要綱・要領のとおり適正に使われ、農地や農村地域の健全な保全と活性化につながるよう国、県と連携をとりながら行政担当、活動組織への支援や指導を一層強化していく。

2. 土地改良区会員向け

(1) 農業水利施設の維持管理に関する支援

土地改良区、農業者は農業用施設の老朽化や管理者の高齢化により、手動ゲートなどの操作に苦勞している。また、揚排水機場は施設が複雑で、電気関係の施設もあり、故障時はメーカーに頼ることが多く、維持費が高く農業経営を圧迫している。

このような現状に対し、土地改良区が必要としている管理者の育成を進めるほか、補助対象外の小規模な施設の補修や改修に対する助成、補助事業における地元負担額の軽減などを国、県に要望していく。また、円滑な管理に向け各種施設台帳の整備を連合会として支援していく。

(2) 土地改良組織強化に関する支援

土地改良区においては、賦課金の滞納、農地の転用、施設の老朽化等に伴う水に関するトラブル、相続に関するトラブルなど法律に照らし処理しなければならない事案が増えている。連合会では、顧問弁護士の活用を主として会員の抱える様々な問題が解決するよう積極的な支援を行っているが、さらに各種研修会の開催などにより、未然に問題解決が図れる力をつけることや、法令を守り、経理上の不正などが発生しないよう会員コンプライアンスの向上に向けて支援してい

く。

(3) 再生可能エネルギー、水利権に関する支援

小水力発電については、県下40カ所で賦存量調査を行ったうち、4カ所について経済性、技術性の検証と発電用水利権の取得に向け、河川管理者等関係機関との協議を行い、3カ所をH27年度までに施設整備を行うこととなっている。また、固定買い取り制度が施行されたことや、電気事業法の規制緩和、河川法の許可手続きの簡素化・弾力化などが、小水力発電導入に対し追い風となっている。連合会としても、今後改良区による導入や維持管理などの取り組みに対し支援が出来るよう、技術の習得や必要資格の取得などを計画的に行っていく。

3. 全会員向け

(1) 水土里情報の活用に向けた支援

大分県水土里情報センター推進協議会に加入している47団体のうち、システム利用は28団体にとどまっており、今後の利用団体拡大に向け、連合会としても効果的な対策を講じる必要がある。利用団体は扱いが難しいGISに関するサポートを連合会に求めており、これに対応出来る職員の養成が急務である。また、サポートと同時に利用団体が利活用できるシステム作りを中心とした委託業務の確保も行っていく。今後のシステムの開発・維持や委託に関し以下のことを基本として対応していく。

- 1) 本会会員が要望するシステムや利用体系を最優先する。
- 2) 「人・農地プラン」の策定に積極的に関与し、効率的・効果的な土地利用図の作成を支援する。
- 3) 利用団体の多くが共通で使えるシステムを優先して開発する。
(災害カ所情報管理や増嵩申請、農道台帳管理等)
- 4) 開発要員が多く確保出来ないため他県土連等開発済みシステムを導入(購入)する。(宮崎県：防疫システムなど)
- 5) 適正な額での受託とするため業務歩掛を決定する。

(2) 地元負担金軽減に向けた支援

- 1) 大分県農業農村整備事業推進協議会、大分県土地改良区理事長会と連携し、各種農業農村整備事業実施に係る地元負担金の軽減に向けた制度の創設や予算措置を国、県に積極的に要望していく。
- 2) 平成27年度まで継続する地元負担金利子補助の経営安定対策基盤整備緊急支援事業を支援するとともに、1)の要望と併せ、農業情勢に合致した新たな支援事業を国に要望していく。

第2章 新たな業務展開

1. これまでの推移と今後の動向

連合会の受託収入は、平成21年9月の政権交代に伴う農業農村整備事業予算の大幅削減や事業仕分けなどの影響を受け、ここ5ヶ年の中で大きな変動を見た。会の運営の基盤である受託収入を確保するため、役職員一体となり、21年度からより徹底した事業管理を行うとともに人件費をはじめとした経費節減も合わせて行ってきた。

こうした努力の結果、厳しい状況の中であったが、災害受託による収入も合わせ、22年度から24年度まで単年度収支がプラスとなった。25年度についても、農業農村整備事業予算の増や新規対策事業受託等により、目標受託は見込める状況にあるが、26年度以降については予測のつかない状況である。

過去5年間の収支状況（一般会計）

千円

項目	H20	H21	H22	H23	H24
収入	992,464	775,874	694,574	703,799	776,426
支出	898,980	905,024	712,423	697,677	698,885
収支差額	93,484	△129,150	△17,849	6,122	77,541
特別会計繰出	109,087	123,087	22,087	19,187	17,387
実収支差額	202,571	△6,063	4,238	25,309	94,928

注) 上記金額では、補助金事業で交付金として扱った金額を除いている。

(1) 設計業務

(過去5年間の推移)

20、21年度は、基幹ストックマネジメント概査業務等の受託により、設計受託収入を補うことができたが、21年度の政権交代に伴う農業農村整備事業費大幅減により、22年度の受託費は対前年度比80%となり、以降微減が続くこととなる。また、連合会が事業主体となった各種補助事業についても、国による事業仕分けの結果、22年度で打ち切りとなったものが多く、以降の収支は大変厳しいものとなった。23、24年度は災害受託に負うものが大きい、特に24年度は北部九州大災害が発生、災害関連受託が約5億円に上った。

(今後の動向と方針)

東日本大震災を契機とした防災減災に関する事業や再生可能エネルギー関連の事業が予定されており、耐震化や小水力発電の技術取得が今後必要となる。また、T P Pへの参加が決定したことに伴い国の農業強化対策として、ほ場の再整備（大区画化）、管理省力化、農地集約の加速化が一層推進されると考えられ、地下灌漑システム、パイプライン、法面緑化などの工法についても習得するとともに、事業の推進、拡大を県・市町村と一緒に図っていく。

(2) 換地業務

(過去5年間の推移)

県下の水田整備率は20年度の73.3%から24年度に75.4%となり、ここ5年間で年平均0.4%(約32ha)の微増で推移している。また、中山間地域が主流となってきており、1換地工区あたりの面積も減少、換地業務量もそれに伴い減少してきた。

(今後の動向と方針)

県下の水田整備率もかなり上がっており、新規のほ場整備地区は今後更に減少すると予想される。また、年間の整備面積32haに対して、年間の換地処分済面積が約130haとなっており、登記完了が進み、換地業務量の減少は今後も続くと思われる。このような中、農業強化策の一環として、宇佐地域ではほ場再整備・大区画化が計画されており、換地業務の増に期待する。一部訂正については、専任を配置したことでかなり処理が進んだが、毎年新たな箇所が出てきており、また、会員支援の側面も有ることから、当面専任体制を取り、今後の対応を検討していく。

(3) 測量業務

(過去5年間の推移)

換地業務と同様ほ場整備新規地区の減少により、確定測量業務も近年大幅に減少している。測量の内訳を見ても境界測量の割合が多くなり、測量業務の大半を占めている。また、地籍測量については、1市からの受託で、ほぼ25,000千円前後で推移している。

(今後の動向と方針)

確定測量、地区界測量は、換地業務の減少とともに、今後も減少傾向にて推移すると予測される。地籍測量は、今後も1市からの受託を予定しており、同水準で推移すると予測する。今後は、測量部門の統合等の検討を行い、効率的な業務体制を構築する。

2. 今後の業務展開

連合会は、会員支援を常に念頭に置き業務にあたるとともに、農業農村を守り育てていくため、職員個々の研鑽を積みながら、以下6項目をあらたな業務展開として行っていく。

(1) 農業水利施設等の管理更新

農業水利施設(ダム、頭首工、水路、用排水機場等)の多くが更新時期を迎えており、老朽化が急速に進行している。ストックマネジメント事業により、適正な維持管理や計画的な整備・更新が進められているが、引き続き改良区への賦存量調査を継続し、小規模な施設の改修が適宜に実施できるよう各種事業の推進を行う。

また、農業水利施設保全合理化事業(H25創設)を活用して、素堀トンネルの巻立や素堀水路の改修を広く会員に周知するとともに、要望地区についての事業化を推進する。そのための地元負担の軽減を国、県へ要望していく。

(2) 水土里情報の利活用

水土里情報センター推進協議会は、平成25年4月時点で加入団体47（利用団体28）となっており、事務局として今後、既加入団体へのサポートを継続していくとともに、新規加入を促進する。現在、農地・水・環境、中山間直接支払、人・農地プラン、耕作放棄地、共済対象農地等において利活用されているが、今後、災害増嵩申請や農道台帳システム構築、改良区の原簿情報登録などの利活用を拡大していく。特に、国の農業強化施策の一環である耕作放棄地対策及び人・農地プランでの利活用に力を入れ拡大、推進していく。

(3) 経済効果システムの構築と技術取得

費用対効果の算定については、連合会が最も精通しており、県・市町からの業務委託においては、連合会の技術が不可欠なものとなっている。今後も連合会の重要分野と位置づけ、新システムの構築を早急に進めるとともに、職員への技術の継承と研鑽を進めていく。

(4) 大区画化への取り組み

担い手や経営体への農地集積の加速化が叫ばれる中、今後は、ほ場の再整備が推進されると予測される。ほ場の再整備は、設計、換地、測量と多分野の技術が必要とされ、連合会にとっても波及効果は大きい。地下かんがいシステム、パイプライン、法面緑化等の施工形態も多種多様となり、こういった技術取得も行いながら、県、市町村とともに事業推進に当たる。

(5) 災害などの緊急対応

24年度の北部九州大災害を教訓に、災害業務マニュアルの作成、適正な業務歩掛の見直しを早急に行う。また、すべての職員が災害業務に即応できるよう内部研修の実施や実務経験等により、職員の技術力の底辺拡大を行う。さらに、他県土連との派遣ネットワークを継続し、迅速な応援体制構築を可能にする。

(6) 小水力等再生可能エネルギー導入の推進

「再生可能エネルギー特別措置法」の成立に伴い、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が平成24年7月より開始され、小水力発電等の導入により、売電収入を維持管理費に充てることが可能となった。国の長期計画では28年度までに、全国で1,000地域の着手を目指しており、中山間地域の多い県内では、まだかなりの要望地区が見込まれており、可能性調査や導入に関する各種支援を行っていく。

3. 基盤強化に向けての業務展開

連合会の業務展開については、国、県の農業農村整備予算の規模に大きく左右され25年度は、24年度補正予算と合わせ3年振りの予算拡大となったものの今後の予算の付き方はまだ不透明な状況である。

こうした中、連合会は、農業情勢や農村の実態を認識するとともに、農業者の要望に耳を傾け、農業農村整備事業の役割、必要性を広く県民に伝えるという立場で、会員支援を第一の使命として業務にあたっていくことが肝要である。一方で組織として機能発揮していくために、主要業務である設計、換地、測量の動向を見極め、前6項目に力を注ぎながら、受託業務の確保、組織基盤の安定、継続を図っていく。

第3章 組織体制の強化

1. 現在の組織体制の検証

第8次長期計画では、事務局機構を2部4課（総務企画課、管理指導課、農村計画課、農村整備課）とし、事務所の機構は南部・北部事務所については所長次長をそれぞれ1名と職員を配置することとし、中部・西部（旧玖珠）事務所においては所長1名と職員を配置する計画であった。事務所の機構において大きな変更はなかったものの事務局では、平成21年度に換地係と測量係を合わせた換地課が設置され2部5課体制となり、22年度には農村整備課を廃止する一方、水土里情報室を設置し、2部4課1室としている。23年度には管理指導課を農村整備課に名称変更するとともに、経理業務の強化と会員指導の充実を図るため経理課を設置し、2部5課1室となった。24年度には会員支援業務の1本化を目指すことから農村整備課を廃止し、総務企画課会員支援係に業務を集中するとともに農村計画課を農村整備計画課と名称変更を行い、2部4課1室とした。現在では52名の人員体制となったことから更に事務局内の連携強化を考慮して水土里情報室を廃止し、農村整備計画課に水土里情報係を設置している。

農業農村整備を取り巻く情勢が非常に厳しい期間であったことから、その都度柔軟に対応してきた結果であるものの過去5年間で20名近くが退職しており、人員は大きく減少している。会員のニーズに今後も応えていくためには職員採用並びに退職者の継続雇用を考慮するとともに、組織体制についても検討を行う必要がある。

特に、測量業務については事業量と人員を見極めた中での検討が必要である。また、県内各地域によって事業量に大きな差が生じる場合は職員配置等についても検討が求められる。

2. 職員数と職員の採用

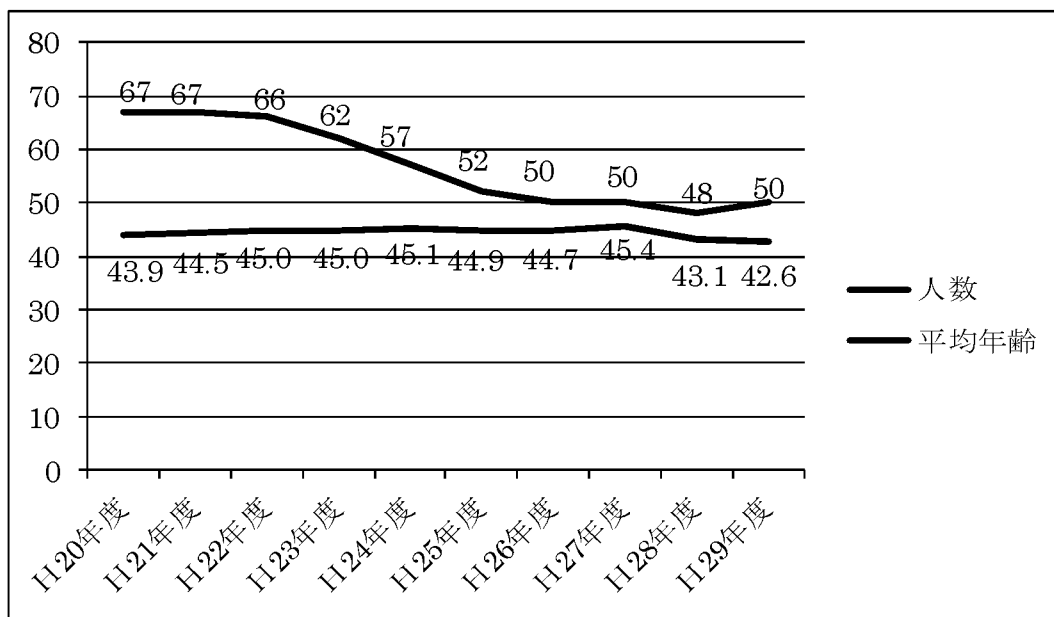
第8次長期計画において20年度から24年度までの5か年において、12名の退職に対し、6名の採用計画とし、25年度は62名体制として計画していた。

22年度までは長期計画とおり3名の新規採用を行ったが、21年度の政権交代に伴う大幅な予算削減により、23年度以降計画していた3名の新規採用を見送った。また、5年間での退職者は19名で計画よりも7名増加しており、25年度当初においては52名となっている。このような中、24年度の北部九州豪雨等による災害支援業務では対応する職員の不足から他県連合会等の支援を受けており、大幅な職員減は会員への支援に影響を及ぼすと考えられる。一方で受託収入の主業務である新規地区の計画が不透明なことから、26年度の当初予算動向等を見極めた中で職員定数については逐次検討を行うが、当面は「50名体制」での運営を図る。

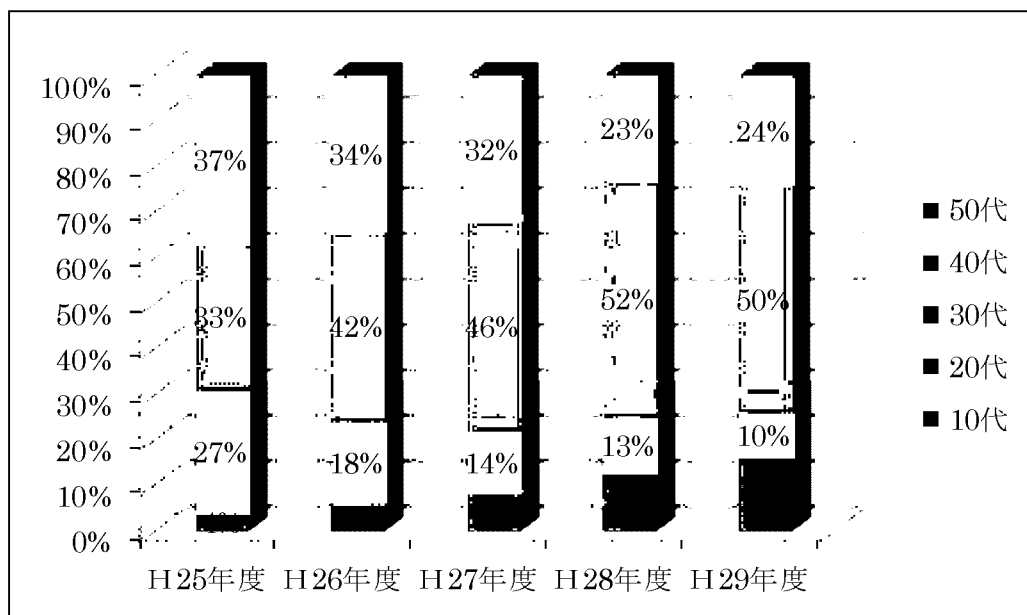
職員の推移及び採用計画

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
10代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20代	2	3	4	4	2	2	3	4	6	8
30代	24	21	18	16	15	14	9	7	6	5
40代	15	16	17	18	20	17	21	23	25	25
50代	26	27	27	24	20	19	17	16	11	12
平均年齢	43.9	44.5	45.0	45.0	45.1	44.9	44.7	45.4	43.1	42.6
前年退職者数		2	2	5	5	5	3	1	5	1
採用人数		2	1				1	1	3	3
計	67	67	66	62	57	52	50	50	48	50

職員数及び平均年齢推移予想図



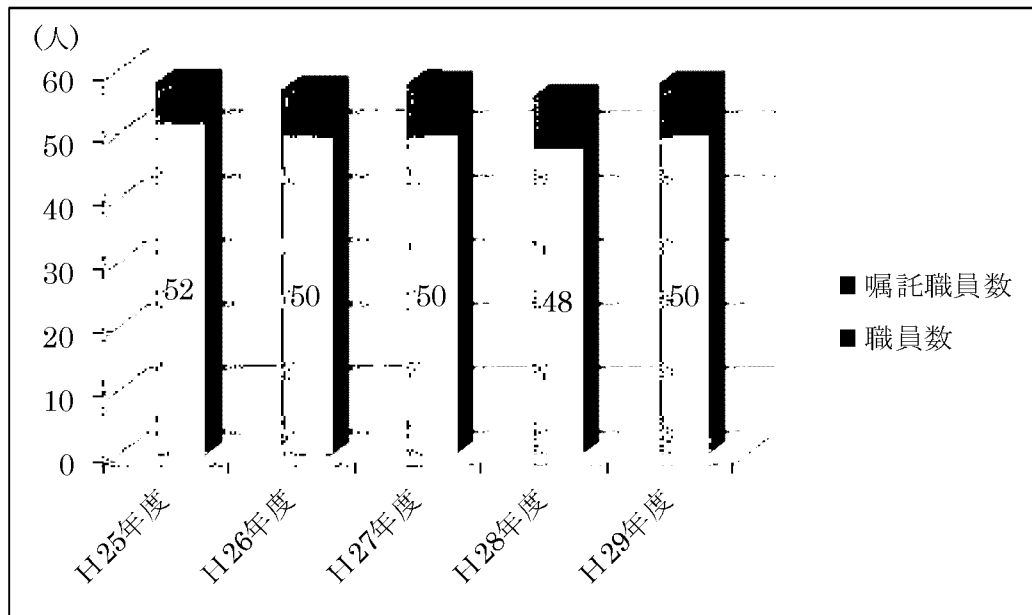
職員年代別割合予想図



3. 嘱託職員を含む人員規模

平成25年4月1日より施行されている「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」において、高齢者の雇用確保措置の充実が25年度退職職者より適用される。これに伴い退職後、就労意欲があり、当会にとって有益な資格を有する者や審査委員会の審査等の雇用要件を満たす職員については希望に配慮しながら原則として65歳までの再雇用を可能とし、所要の雇用を図る。

嘱託職員を含む職員数の推移予想図



4. 人材の育成

技術集団である連合会においては、職員の技術力や資格は大きな財産であり、必要な研修には積極的・計画的に参加するとともに、資格試験受験への対策を進める。

会員市町村では本来行政で判断すべき技術的事項に対する助言を連合会に求めたり、改良区では水利権の更新など専門性の高い指導の依頼が増えている。今後もこれらの幅広い知識を必要とする会員支援に対応できるような研修等に積極的に参加する一方で、会員に対しては技術力の強化・持続を目指した農業土木技術者研修会等を実施していく。また、県の管理・照査技術者の資格要件は25年度から段階5となり、部門別、科目別要件も増えている。このため、技術士、RCCMの取得を重点に計画的資格取得対策を講じていく。さらに、ほ場整備の実施設計、経済効果の解析・算定、集排関連施設の設計など連合会のお家芸的業務については、業務を経験者と若年層の複数で対応するなど技術の継承について対策を講じる。

一方、経理業務についても近年農政局検査が専門的で細かい検査となってきたことや、改良区の監事の育成指導、複式簿記への移行など多岐にわたっており、これらに対応できる人材の配置・育成も重要であり対応していく。

このように農業農村整備事業の推進また土地改良施設の適切な維持・更新においては幅広い知識と知見が求められており、これらのニーズに応えるため若手職員に

においては、より多くの地域の実情を把握するとともに専門分野での知識習得も目指し、3年程度での異動を原則とする。

会の人材育成と併せて重要なことは職員の意識を高めていくことも重要でありこの啓発についても各種研修会等で随時行っていく。

(1) 今後取得を推奨する資格と取得体制

1) 照査・管理技術者の育成に関わる資格取得

① 技術士の育成

本会には現在、技術士試験の要件を備えた技術士補が22名おり、資格者において計画的に技術士試験の受験を行えるように会としても支援を行い資格取得を推奨する。

② RCCMの育成

RCCM資格においても、技術士と同様にその取得に向けて規定に基づき補助を行い、推奨する。

③ 農業土木技術管理士

上記2資格よりも合格率がよいことから規定に基づき補助を行い、推進する。

2) 技術力向上を目指した資格取得

以下の資格については、農業土木技術者として会員への技術提供及び支援に必要な資格であり、会として有益となる資格について規定に基づき補助を行い、推進する。

- ・コンクリート診断士
- ・農業施設水利施設機能総合診断士
- ・農業水利施設補修工事品質管理士
- ・土地改良換地士
- ・地籍調査管理技術者
- ・農業農村地理情報システム技師
- ・コンクリート技師
- ・畑地かんがい技師
- ・ダム管理主任技術者
- ・測量士
- ・システムアドミニストレーター
- ・地理空間情報専門技術者

職員の有資格者数 (人)		平成28年4月時点	
技術士(農業部門)	2	地籍主任調査員	5
技術士補(農業・建設部門)	23	地籍調査管理技術者	2
RCCM(農業土木、道路)	4	土地改良換地士	7
農業土木技術管理士	15	土地改良補償業務管理者	3
土地改良専門技術者	2	ダム管理主任技術者	3
農業水利施設機能総合診断士	1	農業集落排水計画設計士	6
コンクリート技士	1	浄化槽設備士	6
1級土木施工管理技士	22	浄化槽技術管理者	9
1級造園施工管理技士	2	浄化槽管理士	10
測量士	9	農業農村地理情報システム技士	6
測量士補	24	第2種情報処理技術者	2
基準点測量専門2級	1	CALS ECインストラクター	1

(2) 具体的資格取得目標

29年度までの退職者等も考慮した中で、この計画期間中に資格取得が必要となる項目と資格取得者数を以下に示す。

- | | |
|-------------------|----|
| ① 技術士 | 2名 |
| ② RCCM | 6名 |
| ③ コンクリート技師 | 2名 |
| ④ 農業施設水利施設機能総合診断士 | 2名 |
| ⑤ 畑地かんがい技師 | 1名 |
| ⑥ 土地改良換地士 | 1名 |
| ⑦ システムアドミニストレーター | 1名 |

5. 今後の組織体制について

今後の会の運営に当たっては、「50人体制」を基本とするとともに、再雇用嘱託などを活用して技術力の継承を図るとともに、個人ごとの技術力向上を目指す。

また、諸情勢の変化には敏感に対応し、柔軟な対策を講じる必要があることから特に以下の項目については今後も検討を重ねていく。

- ① 総務企画課会員支援係を基軸とした会員支援課の新設
- ② 換地課測量係と南部事務所地籍調査課の統合
- ③ 中部事務所と西部事務所の統合

第4章 健全な財務計画

本連合会の会計は、一般会計と5つの特別会計から構成されている。一般会計における収入は、農業農村整備事業関連予算に多大な影響を受けることから5年間の収入を正確に推計することは困難である。

よって、第9次長期計画では所要の支出を推定し、その支出に必要な経費を収入目標とすることで財務計画とする。

1. 特別会計の積立計画

特別会計の収入は一般会計からの繰出金によって賄われることから、まず基本財産積立金、役員退任慰労金、職員退職給与積立金、減価償却積立金、財政調整積立金から成る5特別会計について検証する。この特別会計の積立についてはそれぞれの規定に基づき目的達成のために計画的な積立を行うことを目指す。このうち特に以下の特別会計について具体的目標を定めた計画とする。

(1) 役員退任慰労金

役員が退任するときに支給するものであり、役員任期である4年間で必要額を計画的に積立てする。

(2) 職員退職給与積立金

職員の退職金積立については、規約第56条にて予算状況を踏まえ応分の額（その年度内に支払った基本給総額の100分の10を目安とする）を退職積立金として積立てすると記載されており、これに基づいた計画とするが、22年度から24年度の間は、緊縮予算であったことから積立額が低くなっており、平成25年度以降においては収支バランスを考慮したうえで要支給率90%以上を確保できるよう積立てを実施する。

(3) 減価償却積立金

本会計の目的は、規定に記述されているように本会の建物の更新、土地、車両及び機械器具購入等に充てるための積立を行うものである。よって、平成29年度を目標に必要な積立額を確保できるよう目標を設定する。

特別会計積立計画表

(千円)

会計名称	項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (目標年次)
基本財産積立	年積立額	1,000	100	100	100	100
	積立総額	40,319	40,419	40,519	40,619	40,719
役員退任慰労金積立	年積立額	1,387	1,387	1,387	1,387	1,387
	積立総額	3,533	4,920	1,387	2,774	4,161
職員退職給付金積立	年積立額	70,000	40,000	40,000	40,000	40,000
	積立総額	552,313	570,914	494,922	512,813	530,179
減価償却積立	年積立額	10,100	11,000	11,000	11,000	11,000
	積立総額	39,299	50,299	61,299	72,299	83,299
財政調整積立	年積立額	100	100	100	100	100
	積立総額	837,272	837,372	837,472	837,572	837,672
特別会計 合計	年積立額	82,587	52,587	52,587	52,587	52,587
	積立総額	1,472,736	1,503,924	1,435,599	1,466,077	1,496,030

2. 一般会計

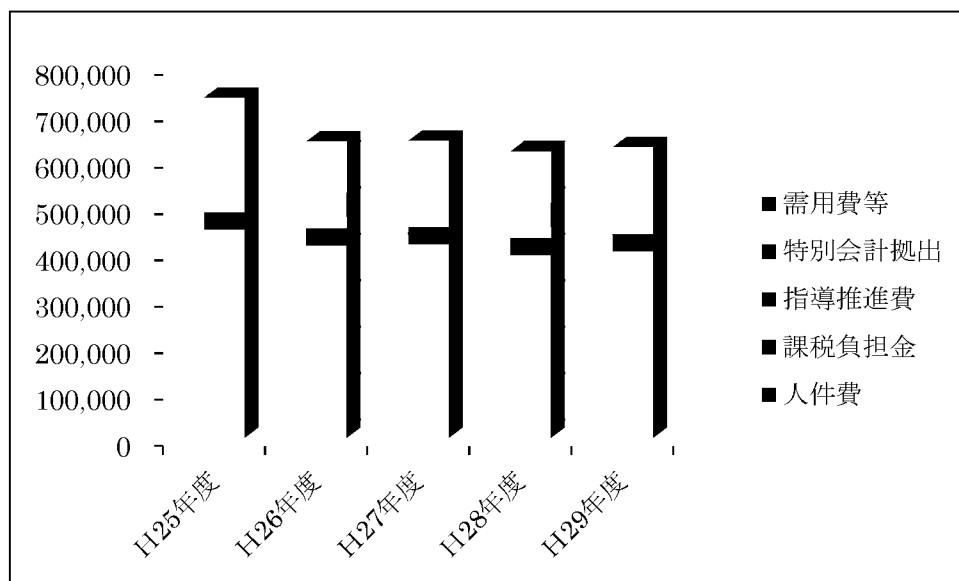
(1) 支出推定

算定の難しい課税負担金、指導推進費、需用費等は過去の支出額を参考に計上する。なお、適正化事業等の補助金にて本会から事業主体に交付する金額は下記推定から除外する。

支出金額推定表

項目	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
人件費	449,427	415,037	416,717	393,652	402,538
課税負担金	37,000	37,000	37,000	37,000	37,000
指導推進費	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
特別会計拠出	82,587	52,587	52,587	52,587	52,587
需用費等	139,757	109,782	109,782	109,782	109,782
合計	732,771	638,406	640,086	617,021	625,907

支出金額推定図



(2) 収入の確保

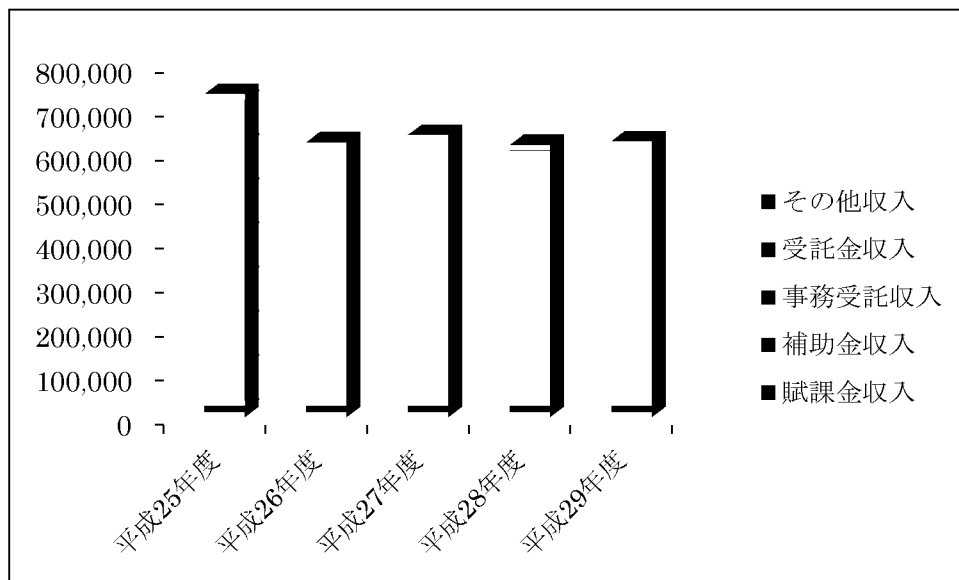
前頁の(1) 支出推定にて示した金額は、健全な会運営に必要な資金であり、資金確保に向けて以下の年度別収入目標を示す。

なお、収入においても補助金事業で支出する交付金分は計上しない。

項目別年度別収入目標表

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
賦課金収入	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
補助金収入	14,700	14,700	14,700	14,700	14,700
事務受託収入	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
受託金収入	682,071	572,706	589,386	566,321	575,207
その他収入	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
計	732,771	623,406	640,086	617,021	625,907

項目別年度別収入目標図



3. 会の健全な運営に向けて

上図より、今後年間約5億7千万円程度の収入が毎年必要となっており、本会の運営は受託収入に大きく依存している。したがって、受託収入の減額は本会の運営に多大な支障をきたすと言える。このため、会員への支援の継続と充実を図ることはもとより収入目標を確保ができるように鋭意努力を重ねる。一方、今後でも支出においてできる限りの縮減に努め、収入に大きな減が生じる場合は、組織の統廃合等も視野に入れた経費縮減の検討も必要に応じて行う。